

仕 様 書

件 名

安否確認サービス提供業務の請負

目 的

災害発生時の初動対応状況を迅速に把握するため、パソコン及び携帯電話（以下「端末機」という。）を使って九州運輸局職員（以下「職員」という。）の安否を確認するサービスの提供を行う。

契約期間

契約締結日から平成36年3月31日まで

I 安否確認サービスについて

仕 様

本システムは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生した場合に職員がシステムを起動及び操作しなくても、業務請負者（以下「請負者」という。）は、予め登録した職員の端末機メールアドレスに安否確認用WEBサイトへリンクするメールを一斉送信する。

これを受けて、各職員はメールで返信する方法、電話で自動応答音声に報告する方法または、WEBサイトのメニューに従い回答する方法等により、職員の安否状況等を登録できるものとし、その登録内容は自動集計されシステムを運用する管理者（以下「管理者」という。）において容易に一覧表として作成・出力できるものとする。

また、上記災害時以外においても管理者が任意のメッセージを職員あてに一斉送信できるものとする。

なお、本システムを提供するサーバー等は、請負者が保有し運用・管理する1か所以上のデータセンターに設置し一方が被災した際にも補える体制が構築されており、情報セキュリティ対策が施され、かつ東日本大震災級の災害発生時においても耐えうる設備であることとし、各機能の詳細は以下のとおりとする。

1. 安否確認サービスの提供要件

- ①大手通信会社3社以上と優先で通信が行える契約を締結し、災害発生時に通信の規制・制限・輻輳によりネットワークが混雑している場合でも、それらの状況に制限されることなく安定して迅速にメール送信ができる体制が構築されていること。
- ②気象庁からの専用線情報を判断する24時間体制のオペレーターを配置し、オペレーターによる正確なメール送信が行える体制であること。
- ③同時期に発生した複数の地震に対して各々の安否確認ができること。
- ④本震後の余震については、一定の判断の下で本震と一つの事象として管理が可能な

こと。

- ⑤任意の時期において、1年あたり複数回の訓練が行えること。
- ⑥九州運輸局の防災規定類の改正等により、メールを一斉送信する震度の要件（現在は震度 6 弱以上）を変更する必要がある場合、無料で設定変更が可能であること。
変更する場合においても最低発信震度は震度 5 弱とする。

2. メール一斉送信について

- ① 職員 1 名につき、2 つ以上のメールアドレスを登録できること。また、2 つ以上のメールアドレスへ同時に送信処理ができること。
- ② 再送信の回数・間隔の設定が可能なこと。
- ③ 安否状況を登録していない職員に対して、再送信ができること。
- ④ 予め決められた日時に、予め決められた内容のメールを自動または、手動で送信できること。-

3. 任意のメッセージの一斉送信について

- ① 任意に設定される所属グループ、個人あてに送信できること。
- ② 災害等非常時以外でもメッセージが送信できること。

4. 管理者について

- ① 管理者は、事務所単位でそれぞれ設定できること。
- ② 管理者権限については、メッセージの送信を実施できる管理者、職員データのメンテナンスを行う管理者（以下 「メンテナンス管理者」という。）、職員の安否状況一覧の閲覧・ダウンロード可能な管理者、所属情報（氏名、所属、職員 I D）の閲覧・ダウンロード可能な管理者等について、権限を複数設定できること。

5. 安否状況登録項目について

- ① 請負者が一斉送信するメールは、以下に示す例示と同等の内容が確認できるものとする。

(例)

- ・職員の安否確認（無事、負傷等）
- ・家族の安否確認（無事、負傷等）
- ・参集可否
- ・出勤可能な場合の所要時間（○時間以内で出勤）

- ② 管理者が任意に情報を収集する場合には、回答登録項目数は6項目以上とし、その内容は管理者が任意に設定できること。また、システム導入後も任意の時期に登録項目及び内容を管理者が変更できること。
- ③ 職員又は家族にかかる負傷等の状況、参集不可の理由、その他登録項目以外で職員が登録したい任意のメッセージを登録できること。
- ④ 対象職員は本サービスのメールを受信した際、自身の安否状況についてメールで返信する方法、電話で自動応答音声に報告する方法または、WEBサイトのメニューに従い回答する方法を選択できるものとする。
- ⑤ 安否状況の登録は何回でも可能であること。
- ⑥ 職員が安否確認メールの受信ができない場合であっても、予め準備されている自主報告本人専用URLへ登録することにより、管理者へ安否状況を連絡できること。
その際には職員番号やパスワードの入力なしに行えること。

6. 自動集計機能について

- ① 各職員が登録した安否状況の結果を自動集計し、管理者が端末機からログインし、集計状況を確認できること。なお、ログインの際は、パスワードの入力を求めることとし、管理者の端末機を限定しないこと（自宅パソコン等からのログインも可とする。）。
- ② 自動集計は速やかに更新され、常に最新の集計結果を表示できること。
- ③ 自動集計結果画面は、職員毎の登録、未登録の状況が容易に識別できるように表示される。また、検索により未登録の状況が抽出可能であること。
- ④ 自動集計結果は、CSVデータとして容易に出力・加工ができること。
- ⑤ 回答状況は、状況を容易に確認できるよう表示ができること。

7. 所属情報・職員の登録・変更・削除等について

- ① メンテナンス管理者が所属情報を職員毎または一括で登録・変更・削除できること。
一括で登録・変更・削除をする場合は、WEBサイト（パソコン）からCSVファイルのアップロードにより行えること。なお、アップロードを行う上で当局が提供するCSVファイルに何らかの加工等をする必要がある場合は、円滑な利用を図るため請負者がそれ加工する機能を用意すること。
- ② 職員が端末機にてログインし、職員情報（メールアドレス、電話番号、パスワード）を登録・変更・削除できること。なお、ログインの際はパスワードの入力を求めることとする。
- ③ サーバー機器及びサーバー等で使用しているOS等について、機器の買い換え、OS等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は、一切請求しないものとする。

- ④ 組織の統廃合や組織名称変更等による所属データのメンテナンスを行える機能を有すること。
- ⑤ 月に一度以上指定した特定の管理者あてに自動で通知メールを送信し、正常にメールが受信されていることが確認できること。

8. システムインフラのセキュリティ対策について

- ① システムのサーバー及び通信回線（以下「サーバー等」という。）は、2重化されていること。ただし、一方のサーバー等は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県以外にデータセンターが設置されていること。
- ② サーバーの設置箇所は、停電対策、地震対策及び火災対策を講じていること。
- ③ 登録されたデータが外部に漏洩しないように万全のセキュリティ対策が講じられていること。
- ④ 不法侵入等対策として、厳重な入退室管理が講じられていること。
- ⑤ 故障申告、問い合わせ等について、電話またはメールにて365日24時間運用が可能な保守管理体制が確立していること。
- ⑥ サーバーを構成する設備等は、請負者の資産であること。
- ⑦ 当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- ⑧ 当該業務の実施において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。
- ⑨ 当該業務の実施のために発注者から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しないこと。
- ⑩ 当該業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、以下事案についても同様とする。
 - ・ 委託先に提供し、又は委託先によるアクセスを認める国土交通省の情報について、外部への漏洩及び目的外使用があったとき。
 - ・ 委託先の者による国土交通省における契約外のその他の情報へのアクセスがあったとき。
- ⑪ 当該業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は受注者に報告を求めることができるものとする。
- ⑫ 当該業務に係る業務の遂行において、受注者の情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者は発注者の求めに応じ、協議を行い、合意した対応をとること。
- ⑬ 当該業務に係る一部を再委託する場合には、受注者は発注者が受注者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせるものとする。また、発注者は受注者に対し、受注者が再委託先に行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を求めることができるものとする。

9. 操作マニュアルの作成について

安否確認システムの操作方法について、管理者及び職員向けにパソコンを使用する方法及び携帯電話を使用する方法について容易に操作ができるマニュアルを作成し、電子媒体で速やかに提出すること。

10. 個人情報の取扱い等について

- ① サービス終了後には、提供した個人情報について完全に廃棄すること。
- ② 個人情報の取扱いに関して「プライバシーマーク」の認証を取得していること。
なお、登録証の写しを提出すること。

11. その他

- ① 携帯電話については、通信会社（キャリア）や端末を問わず使用が可能であること。
- ② 災害発生時に通信の規制・輻輳・障害等によりネットワークが混雑している場合でも、それらの状況に制限されることなく、請負者は各携帯電話会社と特定の領域を確保し、メールが送信できる協定を締結していること。
- ③ メッセージの送信回数により契約金額が変動しないこと。
- ④ インターネットを利用する際は、SSL通信または同程度の通信を使用すること。
- ⑤ 年に複数回、任意の時期において訓練が行えること。
- ⑥ メールアドレスの資格判定（※）について、メールを送達せずとも資格判定できる機能を有すること。
※ メールアドレスの変更、廃止などで無効になったアドレスを判別する機能を指す。

II 安否確認システムの使用職員数等について

1. 使用予定者数

合計 650人（平成31年4月1日現在）

2. 管理者

合計 130人（平成31年4月1日現在）

I～II 共通事項

1. 請求及び支払

- (1) 請負者は各月経過後、1ヶ月分の料金をとりまとめたうえで請求する。
- (2) 発注者は、適法な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に請負者に対して代金を支払うものとする。なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合には、受注者に対し、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて、未支払金額に対し年2.7%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(3) 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

2. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項であって、本契約の運用に必要と認められる事項が発生した場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

(2) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(3) 契約日については、平成31年度予算成立をもって契約することとする。ただし、平成31年4月1日以前に成立した場合は、平成31年4月1日を契約日とする。なお、予算の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

